

令和4年度第8回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年11月11日（金）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時56分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩 指 久	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	出席			
議事録署名委員	8番	井 上 武		9番	恩田 真季	
出席吏員	事務局長 藤原 幸 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課主幹 前田 智恵子 福祉事務所所長補佐 桑名 俊成					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
第5号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
報告事項	(1) 使用貸借の合意解約について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (3) 南部町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について (4) 活動記録の進捗状況（中間報告）について
その他	令和4年度第9回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和4年度第9回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席委員はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により、本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	(省略)
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、8番 井上武委員、9番 恩田 真季委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。
	局長補佐	【 議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² 合計：田 1筆 m ² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしています。売買価格は10アールあたり 円、全体で 円と聞いています。
	議長	議案第1号につきまして提案者より説明がございました。質疑に入らせていただきます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	意義なしと認め、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
	議長	『議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について	局長	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第4条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【 議案第2号朗読及び説明（議案書3頁）】 番号1 土地の表示： 登記地目：田 現況地目：畑 m ² 合計：田 1筆 m ² 用途：宅地 転用目的：駐車場 申請人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当

		と判断しての申請です。
	議長	現地調査報告を糸田委員よりお願い致します。
	糸田委員	<p>本日午前9時より、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、庄倉委員、井上委員、井田委員、頼田委員、藤原事務局長、潮局長補佐、私の10名で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査資料の3ページをご覧ください。場所は、この地図の真ん中を通っているのが で、上側の北側が 、下の方が で、 から を通って に抜ける町道を入った所になります。</p> <p>4ページに公図が付いています。現状は畑として活用されています。1枚の畑を今回分筆して転用して駐車場として活用したいと言う事です。</p> <p>5ページに土地利用計画図が付いています。 さんのご家族の方が自動車免許を取られて、現在の駐車場が手狭になった為、駐車場を新設したいと言う事です。この土地利用計画図の下の方が 、右側の町道となっているのが に抜ける町道です。分筆して上側が畑地として残ります。町道まで埋め立てて駐車場にされます。南側の方はスロープを付けて、繁忙期には農機具をこちらに置く計画です。</p> <p>6ページの排水計画ですが、下側の残地とL字溝で仕切られておまして、畑地との仕切りにL字溝を新設して町道の高さまでかさ上げをして駐車場にされます。雨水については、従来の畑が残りますので、畑の方に流して、上側の川に排水されます。現地調査を行いまして、特に問題はないと確認しました。以上です。</p>
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	『議案第3号農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書7～11頁)】</p> <p>整理番号 94番～104番 設定を受ける者： 7名 設定をする者： 11名 設定をする土地： 17筆 計 30,399㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合 整理番号 483番～484番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 1名 設定をする土地： 4筆 計 4,957㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課より説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します</p>
議案第4号 農用地利用配分計画の意見照会について	議長	議案第3号に関連する議案第4号の配分計画は、全て私の親族が関係してい

	るものですので、議案第4号も一緒に上程して採決を諮りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議がありませんでしたので、議案第3号と議案第4号は一括上程致します。議案第4号農地利用配分計画について説明を願います。
局長	議案第4号になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたので、ご審議をお願いします。説明につきましては、前担当者であります桑名所長補佐より説明致します。
桑名所長補佐	【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書12～13頁）】。
議長	議案第3号と4号について質疑を受けます。
庄倉委員	整理番号102番についてお尋ねします。更新で存続期間が1年となっています。1年だと、すぐにまた更新の手続きとなりますが、何か理由があるのですか。
局長補佐	申請地の隣は さん所有の農地で、一緒に耕作をされています。1年の理由ですが、 さんは体調が悪く、1年は頑張ってみるとの事でした。次の更新までの1年をかけて、担当委員さん、所有者さん、耕作者さんで、今後について検討されると聞いています。
庄倉委員	分かりました。
糸田委員	議案書9ページの農機具所有状況について、田植機1/2とか、トラクター2/2という書き方がしてありますが、これは、1/2というのは2人で共有されている農機具が1台ある、2/2は2人で共有されている農機具が2台あるという理解でよろしいですか。
局長補佐	おっしゃるとおりです。
糸田委員	ありがとうございました。
田邊委員	11ページの整理番号484番ですが、ここは、後に さんが合意解約を出されていますが、 さんが耕作されていたが、解約されて、その後に さんが借りて耕作されるという理解でよろしいですか。
局長補佐	おっしゃるとおりです。
田邊委員	分かりました。
黒木委員	8ページの整理番号101番の賃借料について、玄米 kgの下に（1筆で kg）と記載されていますが、この見方が分からないので教えて下さい。
局長	この1筆 m ² に対して玄米で kg支払われます。これを10aあたりに換算すると玄米 kgになるという意味です。
黒木委員	分かりました。
田邊委員	整理番号103番の さんは現在 歳ですが、5年の貸借期間だと 歳になられます。後継者はおられますか。
局長補佐	今までは期間10年で借りておられましたが、後継者がおられないので、今回は5年にされました。
田邊委員	分かりました。
庄倉委員	同じく103番についてお聞きします。作付けがブルーベリーで、賃借料が玄米 kgとなっていますが、申請地以外に水稻も作っておられるのですか。
局長補佐	他で水稻を作っておられます。10年前より同じ条件で借りておられます。過去の案件でも、柿の栽培で賃借料が玄米、畑を借りて野菜を作っているが賃借料が玄米などがありました。鳥取県農業会議にも問題がないことを確認しています。
庄倉委員	分かりました。

	議長	他にございませんか。 議案第3号整理番号104番と483番、484番を除いてご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第3号につきまして、整理番号104番と483番、484番を除いて議決、承認されました。その他の案件については私の親族が関係しますので、私は退室をして議長を市川職務代理に交代します。
		(恩田会長退室し、市川職務代理と議長交代)
	議長(市川職務代理)	議案第3号整理番号104番、483番、484番、及び議案第4号について、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長(市川職務代理)	異議なしと認め、議案第3号整理番号104番、483番、484番、及び議案第4号について議決、承認されました。
		(恩田会長入室、市川職務代理と議長交代及び桑名所長補佐退室)
議案第5号 非農地判断に係る特別委員会の結果について	議長	『議案第5号非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	非農地判断に係る特別委員会の結果につきまして、別紙資料のとおり、非農地判断に係る特別委員会の結果について承認を求めます。詳細につきましては、局長補佐より説明致します。
	局長補佐	別紙資料でございますが、本日、特別委員会による現地調査を行なった資料1と、10月19日に の方で、田邊委員、井上委員、事務局で事前に確認しました議案第5号資料になります。本日は、 、 の順番で現地調査をしていただいています。
	議長	市川職務代理より報告をお願いします。
	市川職務代理	本日、特別委員会のメンバーで現地調査を行いました。現地確認資料の1ページをご覧ください。 から を奥に入った所になります。ここは2年ほど前に鳥取県農業会議の倉益事務局長さんを交えて遊休農地の判定基準の研修を行なった場所です。当時は緑判定から少し木が大きくなっている状態で、所有者の方に管理をお願いしていましたが、なかなか自己管理がされず、先日行いました農地パトロールで原野状態であると判断し、特別委員会で農地から外す結論を出しました。
	議長	頼田委員より報告をお願いします。
	頼田委員	資料の2ページをご覧ください。地図の左側は 集落になります。山と山の間にあり、完全に森林化していて、農地に戻すのは困難で非農地であると確認しました。
	議長	井田委員より報告をお願いします。
	井田委員	資料の3ページになります。右上が 小学校、小学校から入って、 集落の手前を 側から入って右に入った所になります。ここも山林化していて、農地に戻すのは不可能で非農地であると判断しました。
	議長	田邊委員より報告をお願いします。
	田邊委員	資料の4ページから6ページになります。10月19日に私と井上委員、潮局長補佐、それから場所案内で秦野委員にも同行していただいて現地確認を行いました。 の入り口を奥に向かって右側になります。以前は林道が付いていましたが、現在は雑木が生い茂って歩いて上がるのも大変で、秦野委員の運搬車で上がった次第です。①から②の全て雑木が生い茂って非農地の状態でした。
	議長	現地調査報告をしていただきました。皆様より質疑を受けます。ご異議ございませんか。

	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第5号非農地判断に係る特別委員会の結果について』は原案どおり議決、承認されました。
		休憩（14：11～14：20）
報告事項 (1) 使用貸借の合意解約について	議長	5. 報告事項『(1) 使用貸借の合意解約について』説明を願います。
	局長補佐	【『(1) 使用貸借の合意解約について』朗読（議案書15頁）】 1番は議案第3整理番号483番に係るものです。2番は同じく整理番号484番に係るものです。
	議長	質疑を受けます。無いようですので、合意解約について報告を終わります。
(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について	議長	その他に入ります。『(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』事務局より説明を願います。
	局長補佐	本日、追加として の一時転用について資料を配らせていただいています。議案書をお配りした後に、業者さんより申出がありましたので、追加ということでお配りしています。 【公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について朗読及び説明（議案書16頁及び追加資料）】
	黒木委員	賃貸借となっていますが、金額が記載されていませんが、なぜですか。基本となる金額が決まっているのか、個人間によって金額が違うのかだけで良いので教えて下さい。
	局長補佐	直接に県に係わる場合は決まっていますが、一時転用については、業者さんと所有者さんの間で決められるので、様々であると聞いています。
	黒木委員	私が知りたかったのは具体的な金額ではなくて、どのような決め方なのかと言う事でした。分かりました。
	議長	何かご質問はございませんか。農業委員さんからは、たくさんのご意見や質問が出てきますが、推進委員さんからは出てきません。これでは推進委員さんの意味がありません。もっと勉強されて活発な発言をお願いします。 無いようですので、『(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』報告を終わります。
(3) 南部町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について	議長	『(3) 南部町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について』説明を願います。
	局長補佐	今年度の遊休農地パトロールから、農地の位置情報が分かるGPS機能を搭載したタブレット端末を利用しました。農業委員さん、推進委員さん、土地改良区さん、農村振興公社さん、JAさんなどの各関係機関、総勢50名ほどの規模で調査を行いました。ご協力ありがとうございました。タブレット端末には、国が開発した現地確認アプリが搭載されておりまして、正確な位置を調べることが出来ますし、カメラ機能で現地の様子を撮影した写真と筆との位置情報の紐づけを行う事も出来ます。今後の業務効率化を進めるためにも、皆さんにご活用いただけたらと思います。このタブレットは、パトロールではチームで使っていました。来年度も同様に使うこととなりますが、それまでの間にも、皆様に個別でタブレットの貸出しを行い、ご活用していただきたいと思っております。つきましては、町の備品となりますので、運用基準を決めさせていただきました。一番後ろに貸与端末機借用申請書を付けています。内容については、ご確認をお願いします。
	議長	皆様よりご質問はございませんか。
	遠藤委員	地区のパトロールは、電波の状況が大変悪くて、タブレット端末がほとんど使えない状況でした。今後の改善は考えておられますか。
	局長補佐	田地区全般と 地区の の一部でも電波の届きが悪かったです。他

		の地区では使うことができました。全国的に電波が届かないという声が寄せられているようで、来年度は、電波が受信できなくても使えるように改善されると聞いています。
	議長	他にございませんか。無いようですので次の報告に移ります。
(4) 活動記録の進捗状況 (中間報告) について	議長	『(4) 活動記録の進捗状況 (中間報告) について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	別添資料3をご覧ください。日頃より活動記録をご記入いただきありがとうございます。4月から半年経ちました。南部町農業委員会としての目標は、年平均1人当たり7日と決定しております。残り半年となりましたので、進捗状況について中間報告をさせていただきます。地区ごとで平均したものをグラフにしております。太い赤線が南部町の目標値で7日、点線が国の基準の10日でございます。来年の3月末まで残り半年でございますので、目標に達するようにご協力いただきますよう資料を作成致しました。
	議長	見ますと、 、 地区は人でよく頑張っておられると思いました。あの地区で、これだけの活動があるのか不思議に思います。見回りだけではいけません。農地の集積、流動化などの実績が上がってこなければいけません。指導なら指導を行なった結果が出なくてはいけません。そもそも、このような表を作られた目的は、目標に達していないところは頑張るよと言いう事ですか。この記録簿を県や、どこに出しても恥ずかしくない内容でなければいけません。
	局長補佐	参考までに、 の活動内容をお知らせします。 の人の皆様は定期的に集まれて検討会を開いておられます。耕作放棄地をどのようにするかなどの話し合いをされているようです。また、自ら草刈りをされて遊休農地を解消する活動もされています。
	議長	検討会をされるなら簡単なもので良いので目録などを残しておくことが必要です。事務局はそのような指導をお願いします。
	庄倉委員	自ら草刈りとおっしゃいましたが、それは活動記録に含んでも良かったですか。
	局長補佐	遊休農地に上がっている農地を草刈りされるのは、遊休農地の解消目標と言う事でポイントになります。遊休農地に上がっていない農地を草刈りされる分については、遊休農地の解消には関わっていないので対象になりません。
	市川職務代理	自己保全している農地の草刈りは対象にならないと言う事ですね。
	田邊委員	は、月に1回ほど地元委員が集り検討会を開きます。現地も見に行くようにしています。それで、草刈りも行なったりします。今後は会長がおっしゃる通りに議事録的なものを作成して、事務局に提出したいと思います。
	吉次委員	遊休農地の草を刈った、これは遊休農地の解消で活動記録に入る。ただ、私が思うに、草を刈っただけでは数ヶ月後にはまた草が生えます。そこが、本当に遊休農地なのか、有効的活用する農地なのか、その辺の基準はどこですか、草刈りだけすれば良いのですか。
	局長補佐	毎年、8月から10月にかけて遊休農地パトロールに回ってもらっていますが、その時点で草刈がしてあって、保全管理が出来ているのであれば解消になります。
	吉次委員	その時期に合わせて草刈りをすれば良いと言う事ですか。
	局長補佐	広大な面積の草刈りは日数がかかりますので、それは、年間通じて少しずつされていると把握しています。
吉次委員	活動記録上の遊休農地解消のひとつとして文書に書けると言う事ですね。	

	局長補佐	端的に言えばそうです。
	吉次委員	それから、このグラフですが、国の基準と南部町の基準が示してありますが、全国は今どうなっていますか。
	局長補佐	全国基準はまだ集約されていません。年間、全て終わってからになりますので、お待ちください。
	吉次委員	分かりました。
	庄倉委員	遊休農地の草刈りをされているという話がありました。草が刈れないので遊休農地になっているわけです。ある方の草刈りをしてあげて、他の方から自分の農地もお願いしたいと頼まれると非常に困ってしまいます。その辺のところは、 の皆さんはどのようにされているのか、参考の為に教えてください。
	田邊委員	、 は、そもそも人口が少ないわけです。したがって遊休農地の草刈りをして誰も見られていません。たまに通って見られても、うちも草刈りをして欲しいと言うのは今の段階でありません。喜んでいただいているはず。
	庄倉委員	遊休農地の所有者さんに草刈りのお願いに行きます。その時に、あそこの家の草刈りをされたなら、うちもして欲しいと言う話になります。地域により色々な事情があると思いますが、 では、 のように解消の為に草刈りをするにはできないと思いました。
	亀尾委員	今の遊休農地の話ですが、去年草刈りをしてもらったから、今年もしてもらえらるだろうでは、結局は遊休農地の解消にはならないと思います。どうしたら地主さん自身で出来るか、出来ないならばどうすれば良いか、それが我々の仕事ではないかと思えます。今年ではしてあげるから、来年は自分で頑張って下さいだけではなくて、どうしたら遊休農地から有効な農地にできるのか方法を考えていかなければ、今年も解消しても、来年はどうなるか分からないでは駄目だと思います。
	議長	地域によって違うわけです。地域に合った方法で、委員の皆様にはご努力をお願いしたいと思います。
令和4年度第9回農業委員会総会の日程について	議長	令和4年度第9回南部町農業委員会総会は、令和4年12月9日（金）に開催します。1月の総会は令和5年1月10日（火）に開催します。
その他	前田主幹	中間管理事業の方で、今後更新を迎える農地が出てきます。貸し借りをされているご当人への通知は産業課から送らせていただきますが、今後、どのような農地が更新になるか委員の皆様にも把握していただければと思いますので、対象になる土地については、4ヶ月位前に農業委員会の方に一覧にした資料をお渡ししたいと思います。直近では来年3月終期のものがございまして、来月の総会の際に提供させていただきます。よろしく願いいたします。
	局長 (産業課課長)	来年の3月末までのデータが産業課の方に来ます。該当者の方に関しては産業課から通知をさせていただきますが、同じ情報を農業委員さん、推進委員さんにも共有いただいて、お声掛け等していただけたらと思います。3月で切れるものは12月の総会でお渡しします。9月以降も、また出てくると思いますので、3、4ヶ月くらい前までには皆様に情報共有をしたいと考えておりますので宜しくお願い致します。
	議長	これも活動記録に含まれますので、ご協力を宜しくお願い致します。他にございせんか。

	局長補佐	<p>11月17日木曜日に倉吉未来中心で、令和4年度農業委員会特別研修会が ございます。農業委員さん推進委員さん16名と事務局2名で参加する予定で す。当日は11時30分出発ですので、それまでに天萬庁舎玄関前にお集り下 さい。</p> <p>来月の総会終了後に農業者年金加入推進会議を開催致します。農業委員さん がメンバーになっておりますので、ご参加をお願いします。</p> <p>それから、先月の総会で農業者年金加入推進対象者のリストアップのお願い をしています。該当される方がおられましたら事務局までご報告下さい。</p>
8. 閉 会	議長	これにて、令和4年度第8回南部町農業委員会総会を閉会致します。